

子ども・若者支援の推進について

1 概要

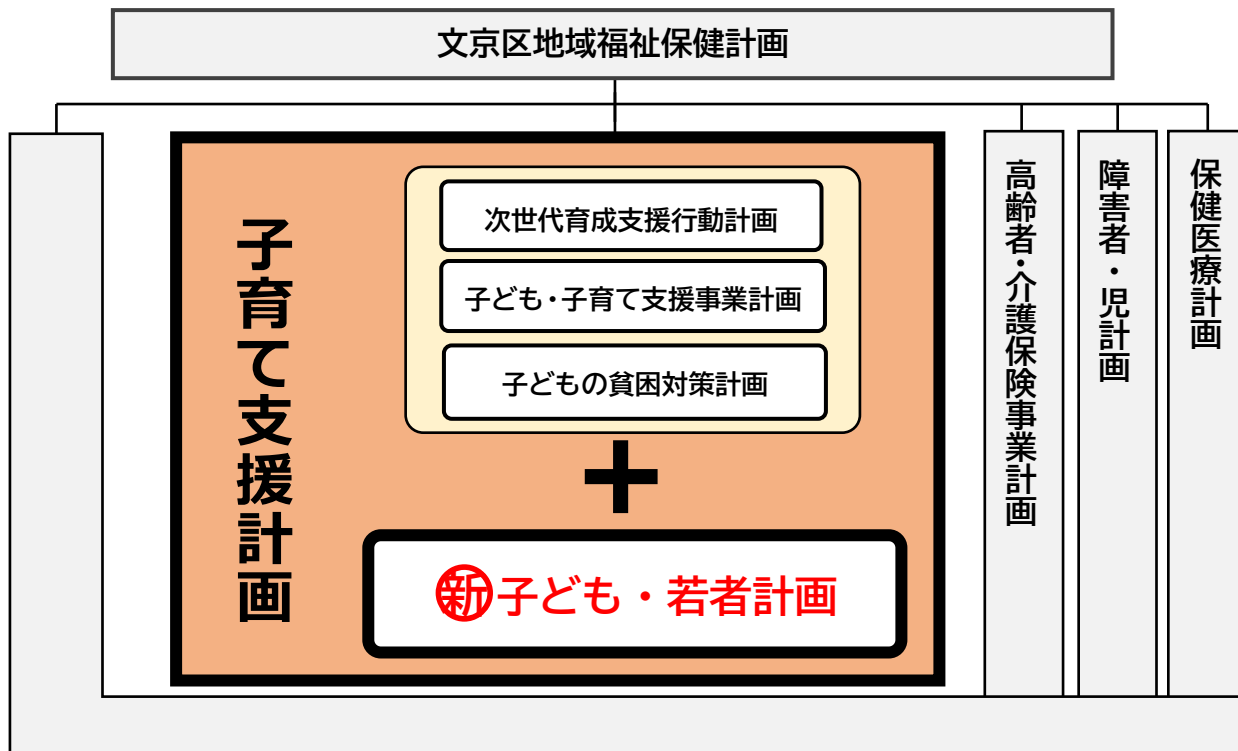
子ども・若者を取り巻く社会環境は急速に変化しており、ひきこもりや若年無業者（ニート）、ヤングケアラー等、生きづらさを抱える子ども・若者の課題は複雑化・多様化している。

このような状況の中、子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に基づく、「(仮称)文京区子ども・若者計画」(以下「子ども・若者計画」という。)を策定し、これまで以上に子ども・若者の支援施策を推進する。

なお、「子ども・若者育成支援推進法」に基づき国が策定した「子供・若者育成支援推進大綱」における若者の定義を踏まえ、若者支援の対象を39歳までとする。

2 計画の位置付け

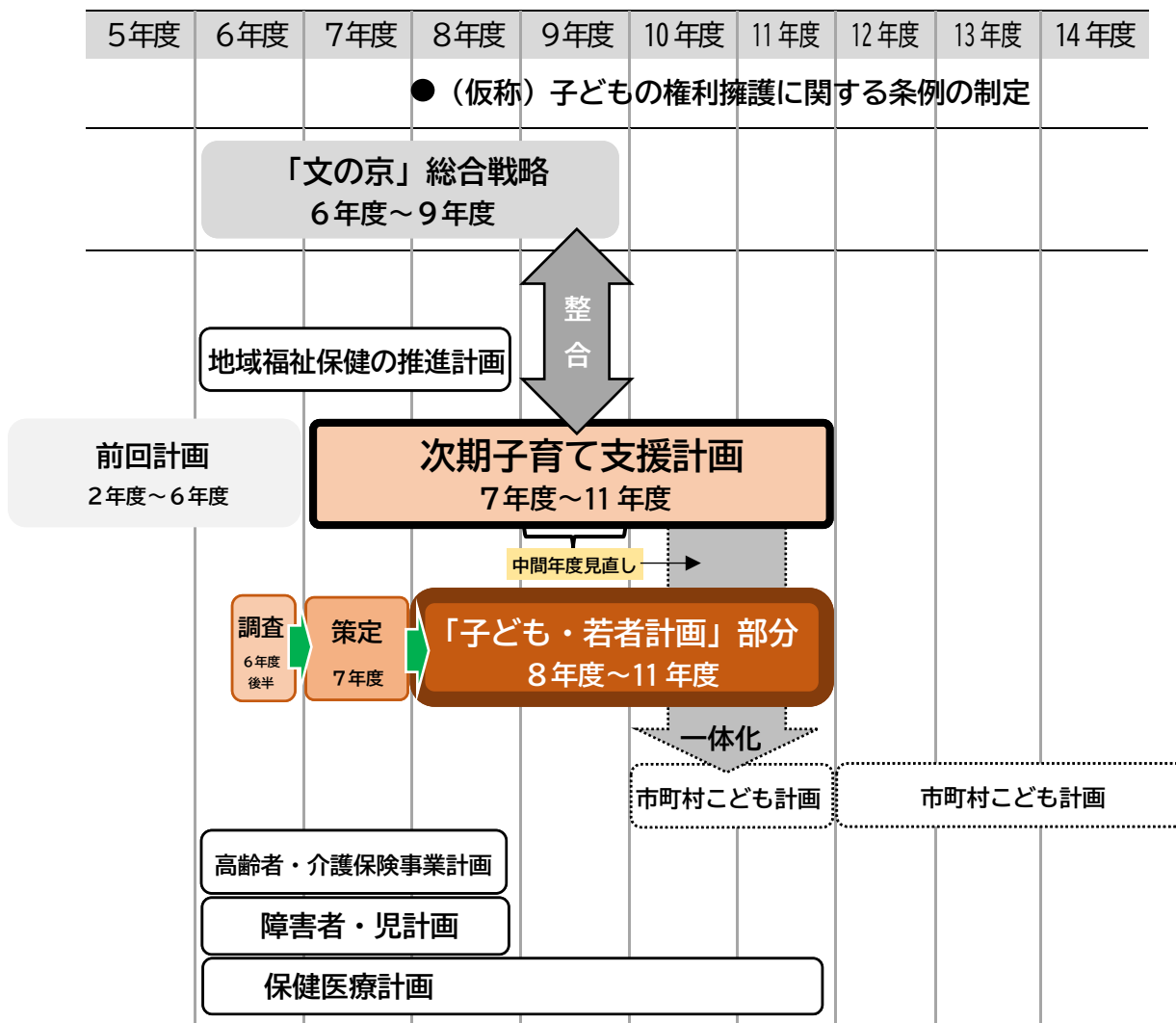
本区の福祉保健を推進するための基本となる総合計画である「地域福祉保健計画」の分野別計画の1つである「子育て支援計画」に、「子ども・若者計画」を内包する。



3 計画期間等

「子ども・若者計画」の計画期間は次期「子育て支援計画」の終期と合わせ、令和8年度から11年度までの4年間とする。

また、こども基本法第10条第2項において、市町村は「こども大綱」（「都道府県こども計画」が定められているときは、「こども大綱」及び「都道府県こども計画」）を勘案して「市町村こども計画」の策定に努めることとされている。「次期子育て支援計画」の中間年度見直しが令和9年度に当たることから、9年度末、「子ども・若者計画」と「子育て支援計画」を統合し、一体な冊子として「市町村こども計画」を策定する。



4 検討体制

地域福祉保健計画その他福祉保健に関する基本的な計画に基づき、福祉、保健、医療、住宅、まちづくり等の広範囲にわたる施策を、総合的及び体系的に推進するために設置している「文京区地域福祉推進本部」及び「文京区地域福祉推進本部幹事会」において、「子ども・若者計画」の策定に係る検討を行う。

さらに、本区の福祉保健の推進を図るために設置している「文京区地域福祉推進協議会」の下に置かれた「子ども部会」を「(仮称)子ども・若者部会」に改名し、若者支援に係る機関等を部会員等に加え、従来の子どもの子育て支援のほか、子ども・若者支援に係る検討を行う。

5 (仮称)若者の生活と意識に関する調査(以下「調査」という。)の概要

- (1) 調査対象 区内在住の19歳から39歳までの者(基準日:令和7年1月1日)
- (2) 調査方法 郵送で調査案内を送付し、原則インターネットで回答
- (3) 調査期間 令和7年1~2月(予定)

6 スケジュール(予定)

| | | |
|------|------|--|
| 令和6年 | 8~9月 | 地域福祉推進協議会、9月定例議会 (子ども・若者支援の推進について) |
| | 10月 | 子ども・子育て会議兼地域福祉推進協議会(仮称)子ども・若者部会 (子ども・若者支援の推進、調査の設問項目について) |
| | 11月 | 地域福祉推進本部、地域福祉推進協議会、11月定例議会 (調査の設問項目について) |
| 令和7年 | 1~2月 | 調査の実施 |
| | 3月 | 調査の集計 |
| | ~ | 子ども・若者計画の検討 |
| 令和8年 | 3月 | 子ども・若者計画の策定 |